

第2部 災害予防・応急対策

第1章 活動体制

第1節 組織体制

区役所は、市域において災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害応急対策を行うための組織及び動員体制を整備する。

1-1 災害対策本部

防災対策の推進を図るため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

住之江区災害対策本部（以下「区本部」という。）

- ① 大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- ② その他区長が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告する。

(2) 設置者及び設置場所

区長は、区本部を区役所内に設置する。

(3) 組織

区本部の事務を分掌させるために、班及び隊を置く。

班及び隊の名称及び分掌事務については、別表1-1、1-2のとおりとする。

区本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1-1、1-2と異なる編成をとることができる。

区本部長は、自主防災組織等その他の団体を区本部の組織に加えることができる。

(4) 区本部長等の職務

① 区本部長（区長）

市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し災害対策の遂行に必要な限りにおいて必要な指示をすることができる。

② 区副本部長（副区長）

区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

③ 緊急区本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員。区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。

(5) 廃止

区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。

- ① 被害の発生するおそれが解消したとき。
- ② 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ③ その他区本部長が区本部の必要がなくなると認めたとき。

1-2 災害対策緊急本部

災害により相当規模の被害が発生するおそれがある場合または発生した場合において、災害対策本部を設置するまでに至らないときまたは設置するまでの間において設置する。

(1) 設置基準

住之江区災害対策緊急本部（以下「区緊急本部」という。）

- ① 大阪市緊急本部（以下「市緊急本部」という。）が設置されたとき。
- ② その他区長が必要と認めたとき。なお、この場合は副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告する。

(2) 設置者及び設置場所

区長は、区緊急本部を区役所内に設置する。

(3) 組織

区緊急本部

区緊急本部の事務を分掌させるために、区緊急本部に班及び隊を置く。

班及び隊の名称、分掌事務については、別表1-1、1-2を準用する。

区緊急本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1-1、1-2と異なる編成を取ることができる。この場合においては、遅滞なく市緊急本部長に報告する。

区緊急本部長は、自主防災組織等その他の団体を区緊急本部の組織に加えることができる。

(4) 区緊急本部長の職務

① 区緊急本部長（区長）

市緊急本部長の命を受け、区緊急本部の事務を総括し、区緊急本部の職員を指揮監督する。区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し災害対策の遂行に必要な限りにおいて必要な指示をすることができる。

② 区緊急副本部長（副区長）

区緊急本部長を補佐し、区緊急本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

③ 緊急区本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、区緊急本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員。区緊急本部の運用を行い、区緊急本部長等を補佐する。

(5) 廃止

区緊急本部

区緊急本部長は、市緊急本部長が認めた場合に区緊急本部を廃止することができる。ただし、市緊急本部が設置されていないときは、区緊急本部長は次の場合に副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告のうえ廃止する。

- ① 被害の発生するおそれが解消したとき。
- ② 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ③ 区本部が設置されたとき。
- ④ その他区緊急本部長が区緊急本部の必要がなくなると認めたとき。

1-3 災害対策警戒本部

災害による被害が発生するおそれがある場合において、災害対策緊急本部を設置するまでに至らないときまたは設置するまでの間において設置する。

(1) 設置基準

住之江区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）

大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）が設置されたとき。

(2) 設置者及び設置場所

区長は、区警戒本部を区役所内に設置する。

(3) 組織

区警戒本部

区警戒本部の事務分掌は別表1-1、1-2を準用する。

区警戒本部長は、自主防災組織等その他の団体を区警戒本部の組織に加えることができる。

(4) 区警戒本部長の職務

① 区警戒本部長（区長）

市警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。災害時などの緊急時に臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

② 区警戒副本部長（副区長）

区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(5) 廃止

区警戒本部

区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

住之江区災害対策本部班別分掌業務一覧

初期初動～概ね3日

班名	分掌事務
庶務班	・ 各班の連絡調整に関する事
	・ 応援労働者の雇用に関する事
	・ 他の班の所管に属しない事
	・ 市災害対策本部並びに関係機関等との連絡調整に関する事
	・ 情報の収集、伝達及び広報に関する事
	・ 災害記録に関する事
	・ 協力隊（自主防災組織等）との連絡調整に関する事
	・ 避難所への誘導指示に関する事
救助班	・ 被災者の応急救助に関する事
	・ 救援物資の調達保管及び配給に関する事
	・ 団体等の協力活動の連絡調整に関する事
	・ ボランティアの調整に関する事
避難受入班	・ 避難所の開設、運営、受入状況の把握、記録に関する事
	・ 被災者の受入と避難者の誘導に関する事
	・ 避難所における炊き出しに関する事
	・ 避難所受入状況の記録に関する事
調査班	・ 被害状況の調査に関する事
保健福祉班	・ 区医師会等関係団体との連絡調整に関する事
	・ 被災者の医療救護に関する事
	・ 防疫・保健衛生に関する事
遺体対応班	・ 遺体安置所の設置、運営に関する事
	・ 遺体安置所等への遺体の搬送に関する事
	・ 警察、関係団体との連絡調整に関する事
	・ 遺体の納棺に関する事
	・ 遺族相談窓口の設置に関する事
	・ 身元確認・遺体の引き渡しに関する事
	・ 火葬許可証の発行及び火葬に関する事
	・ 遺骨等の保管・納骨に関する事
	・ 火葬場所等への遺体の搬送に関する事
	・ 消防に関する事
消防班	・ 被災者の救急・救助に関する事
	・ 自主防災組織、赤十字奉仕団（地域振興会）等の区本部 災害救助活動に対する協力に関する事

住之江区災害対策本部班別分掌業務一覧

概ね3日以降

班名	分掌業務
庶務班	・ 各班の連絡調整に関する事
	・ 応援労働者の雇用に関する事
	・ 他の班の所管に属しない事
	・ 予算計理に関する事
	・ 義援金の受付、並びに保管に関する事
	・ 輸送用トラックの借り上げ、配車に関する事
	・ 市災害対策本部並びに関係機関等との連絡調整に関する事
	・ 情報の収集、伝達及び広報に関する事
	・ 災害記録に関する事
	・ 協力隊(自主防災組織等)との連絡調整に関する事
	・ 避難所への誘導指示に関する事
救助班	・ 被災者の応急救助に関する事
	・ 被災証明書その他の被災証明書の発行に関する事
	・ 義援金品の配分に関する事
	・ 救援物資の調達保管及び配給に関する事
	・ 団体等の協力活動の連絡調整に関する事
	・ ボランティアの調整に関する事
避難受入班	・ 避難所の開設、運営、受入状況の把握、記録に関する事
	・ 被災者の受入と避難者の誘導に関する事
	・ 避難所における炊き出しに関する事
	・ 避難所受入状況の記録に関する事
調査班	・ 被害状況の調査に関する事
保健福祉班	・ 区医師会等関係団体との連絡調整に関する事
	・ 被災者の医療救護に関する事
	・ 防疫・保健衛生に関する事
遺体対応班	・ 遺体安置所の設置、運営に関する事
	・ 遺体安置所等への遺体の搬送に関する事
	・ 警察、関係団体との連絡調整に関する事
	・ 遺体の納棺に関する事
	・ 遺族相談窓口の設置に関する事
	・ 身元確認・遺体の引き渡しに関する事
	・ 火葬許可証の発行及び火葬に関する事
	・ 遺骨等の保管・納骨に関する事
	・ 火葬場所等への遺体の搬送に関する事
消防班	・ 消防に関する事
	・ 被災者の救急・救助に関する事
協力隊	・ 自主防災組織、赤十字奉仕団(地域振興会)等の区本部 災害救助活動に対する協力に関する事

第2節 動員体制

この動員計画は、地震による被害が発生し、または被害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員の動員配備を定めたものである。

区長は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意し、災害の状況に応じた動員計画を定め、職員に対し動員計画を周知するとともに、職員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施するものとする。

2-1 動員基準

職員の動員基準は、次のとおりとする。

ただし、区長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができる。

動員基準表

震度	動員	動員人員	参集場所
震度6弱以上	1号動員	全員	直近参集/ 所属参集
震度5強	2号動員	職員の1/2以内	直近参集/ 所属参集
震度5弱	3号動員	職員の1/4以内	所属参集
震度4	4号動員	初期活動に必要な職員	所属参集

2-2 動員

(1) 勤務時間外における参集

① 震度6弱以上または特別警報（大津波警報）が発表された場合

ア 自動参集の基準

全職員は、勤務時間外に大阪市域において震度6弱以上（気象庁発表）を観測したときまたは特別警報（大津波警報）が発表（気象庁発表）されたときは、1号動員の指令があったものとして、速やかに、次に定める区分により参集すること。

イ 自動参集の区分

自動参集の区分は、「所属参集」と「直近参集」とする。

(ア) 所属参集

本計画に定める分掌事務を遂行するうえで特に必要とする職員は、自己の勤務する場所等に自動参集する。

(イ) 直近参集

所属参集以外の職員は、あらかじめ指定された居住地に近い区役所・事業所等に自動参集する。

直近参集者は、参集先の本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

② 震度5強の場合

職員は、勤務時間外に大阪市域において震度5強（気象庁発表）を観測したときは、2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する職場等に自動参集すること。

また、上記①（イ）直近参集に該当する者については、あらかじめ指定された居住地に近い区役所・事業所等に参集する。

直近参集者は、参集先の本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

③ 震度5弱の場合

職員は、勤務時間外に大阪市域において震度5弱（気象庁発表）を観測したときは、3号動員の指令があったものとして、自己の勤務する職場等に自動参集すること。

④ 震度4の場合

職員は、勤務時間外に大阪市域において震度4（気象庁発表）を観測したときは、4号動員の指令があったものとして、自己の勤務する職場等に自動参集すること。

⑤ 市本部連絡員・緊急区本部員の自動参集

市本部連絡員・緊急区本部員は、勤務時間外に大阪市域において震度4以上（気象庁発表）を観測したときは、指定された場所に自動的に参集すること。

(2) 動員計画の周知

① 区長は、本計画及び区役所の動員計画に基づき、職員に計画内容を周知する。

② 区役所は、危機管理室より報告を受けた直近参集者の業務内容を取り決め、その職員に通知する。

③ 区長は、区役所が実施する訓練や研修等に職員及び直近参集者を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。

(3) 動員の指令

① 勤務時間内における司令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、区長から職員に逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を用いて速やかにその旨周知する。

② 勤務時間外における司令の伝達

勤務時間外において、職員は、テレビ及びラジオ等で自ら地震情報を収集し、伝達を待つことなく自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、区長は直ちに職員を招集しなければならない。

③ 区長は、危機管理監から動員の指令が発せられていない場合において、区役所において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。

(4) 動員の報告

区長は、動員指令に基づいて職員を招集・参集したときは、その状況をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

(5) 応援職員の要請

区長は、職員が不足し他部署の職員の応援を必要とするときは、市本部総務部長に要請する。

第3節 防災活動体制の整備

災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、区災害対策本部等の危機管理機能を保持しなければならない。災害は勤務時間内外を問わず発生するものであるため、区役所においては、危機管理機能の充実に努める。

3-1 区災害対策本部運用計画の強化

区災害対策本部の施設・設備配置等の改善を常に行い、災害発生後の迅速な災害対策本部の機能の立ち上げ、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図る。

(1) 必要資機材の事前配備

総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を区災害対策関連課等に常備し、災害発生後の迅速な運用開始を図る。

(2) 通信施設の多重化

無線関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。

3-2 初期初動体制の強化

災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、区役所の分掌事務を遂行するため、区長に代わり意思決定を行うことができる代行者を指定するとともに、直近参集体制の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。

第4節 災害情報の収集・伝達

区本部は災害発生後、大阪市をはじめ他の防災関係機関と相互に連携し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報の選別を行い、適切な応急対策を実施する。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、関係機関等の協力を得て住之江区の地域にかかる災害の状況等を迅速かつ的確に収集し、これを一元的に取りまとめて分析して応急対策活動方針を決定するとともに、防災関係機関相互間の予報・警報その他の災害情報の伝達を迅速かつ的確に実施する。

4-1 情報収集体制と伝達系統の確立

(1) 実施体制

区内における災害に係る情報の収集については、区本部が積極的に行うべきものであることから、あらかじめ情報収集の分担を定めておく。

区本部は、市本部連絡員と災害情報連絡主任（災害情報連絡主任設置規程（昭和49年達第18号）との連絡を密にし、災害対策本部を所掌する危機管理部との災害情報連絡をより緊密化し、応急対策の初動活動の円滑化を図ることとする。

(2) 情報収集体制の確立

① 情報の一元管理を図るため、区本部は全庁的なネットワークシステムである危機管理総合情報システムや無線機を活用し、危機管理部に有する情報の収集を図る。

- ② 災害危険度の高い地区及び地理的、情動的に孤立しやすい地区について、区本部は情報収集や広報を行うとともに同報系無線の活用等を行い、迅速かつ的確な情報の収集体制の確立を図る。
- ③ 地域に無線機を配分し、情報連絡を密にする。

4-2 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

(1) 収集方法

職員の勤務時間内に発生した災害に対しては、自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。

一方、職員の勤務時間外である夜間・休日等において発生した災害に対しては、情報収集活動を実施する前に職員を招集するための活動が必要となることから、災害直後から職員が参集して来るまでの情報収集空白期間を埋めるために、自宅等から参集場所へ移動する間に収集した各方面の各種情報は貴重なものとなるので、これらの情報をとりまとめ活用する。

(2) 災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、区本部はあらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努める。

- ① 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ② 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ③ 避難の必要の有無及び避難の状況
- ④ 市民等の動向
- ⑤ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- ⑥ 建物の損壊状況
- ⑦ 道路交通状況
- ⑧ 公共交通機関状況
- ⑨ 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- ⑩ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(3) 被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、上部機関の当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、区本部は速やかに報告し、危機管理部が情報の調整を図る。

- ① 被害状況
- ② 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況
- ③ 避難所の開設状況
- ④ 避難生活の状況
- ⑤ 救護所の設置及び活動状況
- ⑥ 傷病者の受入状況
- ⑦ 応急給水など応急措置の状況
- ⑧ その他

第5節 通信の整備

災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、区民等の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、区本部内はもとより、大阪市の関係部署や各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備が必要となる。これまでも事業を実施しているが、さらに今後もそれらの整備を拡充し、よりきめの細かい、情報収集・伝達を可能とするよう努めていくものとする。

災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。このための通信の混乱を防ぎ、迅速・的確に処理できるよう無線通信設備の整備・拡充を図っていく。

5-1 無線通信

災害時における、地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、無線設備の整備を図る。整備にあたっては、危機管理室から提供されているMCA無線機やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、衛星電話など様々なシステムを活用するほか、住之江区独自の無線を整備し、情報伝達を行うことができるよう努める。

(1) 同報系無線の活用

災害時においては、有線電話の輻輳や不正確な情報によって、流言飛語等が引き起こされる可能性がある。区民等への周知を図るため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、流言飛語等防止のための広報を活発に行うとともに、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達する必要がある。

(2) 無線従事者の養成

災害時に誰でもが使えるよう日常から無線を使用し、無線操作の習熟を図るとともに、各無線局で無線の使用が可能となるよう無線従事者の養成を図る。

5-2 情報の優先順位

地震発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。

(1) 第1順位

- ① 救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報
- ③ 応援要請等の判断に必要な情報
- ④ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

(2) 第2順位

- ① 食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報
- ② 負傷者や被害者等の救助活動に必要な情報
- ③ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

(3) 第3順位

- ① 生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報
- ② 被災地の災害復旧に関する情報

第2章 協働・協力体制

第6節 自主防災活動

多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、区民等の自主的な活動、すなわち区民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導等を行うことができる体制を整備する。

また、地域コミュニティの活性化により、区民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力し合い、助け合い、行動できるよう、自主防災組織の育成を図るとともに、消火活動や救出救護活動などを実施する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。

6-1 自主防災組織の活動

(1) 自主防災組織の確立

小学校区程度の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する等、地域を網羅した自主防災組織を確立し、組織の責任者、活動内容などを定め、災害時の安否確認、救護、初期消火、避難行動要支援者支援、津波避難、警報情報等の収集・伝達、避難所の自主的運営など自助、共助の取組みを組織的に行うことができるよう防災訓練などを実施し、その実行力の確保に努める。

(2) 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（講習会の開催、ビラの作成など）
- ② 地域における防災訓練の実施（1回／年以上）
- ③ 災害発生の未然防止の啓発（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ④ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所、避難路、避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- ⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救出・救護・応急手当・避難所開設運営・炊出し訓練など）
- ⑥ 復旧・復興に関する知識の習得

(3) 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- ② 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③ 出火防止（火の元点検など）・消火活動（消火器、可搬式ポンプなどによる消火）
- ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の区本部への伝達、救援情報などの区民等への周知など）
- ⑤ 物資分配（物資の運搬、炊出し、給食、分配）
- ⑥ 避難所の自主的運営

6-2 地域防災リーダーの育成

地域における防災機能を強化し活性化するために、地域防災リーダーに対する研修等の育成を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動が展開できるよう活動の基盤づくりを行う。

地域防災リーダーは、区民等による防災活動の中核となり、災害時に効果的かつ速やかに減災を図るため、日常から自主防災組織体制の確立に努める。

6-3 地域防災リーダーへの研修・訓練

地域防災リーダーは、毎年1回以上の研修を受講する。研修及び訓練の内容は、防災学習及び可搬式ポンプ操作訓練をはじめとする消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、情報収集訓練、給食給水訓練とする。

また、災害時における区民等の自主救護能力を高めるため、実技を中心とした応急手当の知識と技術に関する講習や、地域の災害特性に応じた災害図上訓練など実践的な訓練の実施に努める。

さらに、地域住民の指導者となれるよう、高度で専門的な研修であるアドバンスコースを実施する。

6-4 地域への無線機の配備

災害時において自主防災組織を支援し、区本部の防災活動との連携を図るため、自主防災組織に無線機を配備し、的確な情報の交換を行う。

6-5 地域防災リーダーへの防災装備の配備

地域防災リーダーに対して、地域の災害特性に応じて必要な防災装備の支給等を行う。

6-6 地域防災リーダーの保険への加入

地域防災リーダーが訓練及び災害救助活動等において負傷等を負った場合に備え、保険に加入し、その損害を補償することにより安心感を高め、より一層の自主防災活動の促進を図る。

6-7 避難行動要支援者への支援対策

避難行動要支援者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、区民が主体となった支援体制の整備に努める。

(1) 安否確認等

災害発生直後、自主防災組織は、避難支援プラン（個別計画）により居宅に取り残された高齢者、障がい者など、避難行動要支援者の安否確認、救出、救護、避難行動を速やかに行う。なお、支援者は、支援者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、その安全確保に十分に留意したうえで地域の特性や災害の状況に応じ可能な範囲で避難支援行動に努める。

また、区本部は、あらかじめ関係機関と調整し、災害発生時に「大阪市避難行動要支援者名簿」に基づき避難行動要支援者の安否確認、救出、救護を円滑に進めるための協力体制を構築する。

(2) 福祉避難所の開設及び移送

① 区本部は、自主防災組織や要配慮者利用施設等の管理者の協力を得て、あらかじめ福祉避難所の指定を行い、災害発生時には、災害時避難所に設置される福祉避難室においては避難所運営委員会、その他の施設においては施設管理者の協力を得て福祉避難所を開設する。

② 区本部は、災害時避難所へ避難した者のうち、避難行動要支援者については必要に応じ福祉避難所に避難させケアを行う。この際、自主防災組織、福祉関係機関及びボランティア等に協力依頼する。

(3) 入所施設・医療機関への移送

区本部は、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者の健康状態やニーズ等を踏まえ、医療機関への移送、社会福祉施設への緊急入所などの対策を検討し、市本部とも連携しながら迅速かつ的確に対応する。

(4) 福祉サービスの提供

区本部は、自主防災組織や専門性の高いボランティア組織や要配慮者利用施設、サービス提供事業者等と連携して避難行動要支援者の避難生活を支援し、区本部での対応が困難な場合は市本部を通じて、市外部からの支援等を求める。

(5) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会など自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第7節 災害対策要員の確保

7-1 自主防災組織との協働

自主防災組織は、迅速かつ効率的な活動ができるよう班を編成し、災害の状況や各班の活動状況の把握に努め、統制の取れた活動ができるよう、地域防災リーダーが中心となり、区民等と共に各々の活動を行う。

なお、各班及び活動内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 総務班（組織全般の庶務、総務、地域防災活動の総括・調整・指揮）
- (2) 情報班（情報の収集、伝達）
- (3) 消火班（出火防止、消火器、可搬式ポンプによる初期消火活動）
- (4) 避難誘導班（区民等の避難誘導）
- (5) 救出救護班（負傷者の救出・救護活動、要配慮者支援対策）

第8節 ボランティア

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取り組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

8-1 ボランティアの活動拠点

幅広い市民層との交流を積極的に推進しながら、ボランティア個人や市民活動団体等が区レベル、地域レベルの拠点を、災害発生時には、広範な災害ボランティアのコーディネート機能、情報提供機能、相談機能等を有する活動拠点としても利用できるよう努める。

8-2 災害時におけるボランティアの調整

(1) 区災害ボランティアセンターの設置

災害発生時、区本部は被災状況及びボランティア参集等を勘案して、区災害ボランティアセンターを住之江区在宅サービスセンターさざなみ等に設置し、住之江区社会福祉協議会が運営する。

(2) 災害ボランティアセンターの役割

区災害ボランティアセンターの業務

- ① 区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ② 被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供

- ③ 市災害ボランティアセンターとの連携
- ④ 災害ボランティアの受け入れ
- ⑤ 災害ボランティアへのオリエンテーション
- ⑥ 災害ボランティア活動の集約・管理
- ⑦ 災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

第3章 災害広報

第9節 広報活動

災害直後の広報は、行政からの直接的な広報（呼びかけ）が区民等の混乱を防止するうえで非常に重要であるため、できる限り迅速に直接広報できる手段を整備する。

災害時の広報は、時間の経過とともに変化する区民等のニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段の中から最も効果的な手段を用いて、区民等（避難者、避難所外の被災者、市外避難者等）に適宜、的確に周知できるようにする。

9-1 広報の体制

(1) 区本部は、災害発生後の災害情報のうち、同報系無線等を使用して区民等の安全に係わる緊急広報（津波警報発表時、大火災発生時等の避難勧告等）を実施する。

(2) 区本部は、定期的に危機管理部に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。

9-2 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとする。

(1) 災害情報

- ① 気象警報、特別警報
- ② 災害の発生状況
- ③ 地震の規模・津波に関する情報（津波の規模、到達予想時刻等）・規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起・気象の状況
- ④ 応急対策の実施状況
- ⑤ 避難勧告・指示の状況
- ⑥ 区内の被害状況
- ⑦ 家庭・職場での対策と心得
- ⑧ その他必要な事項

(2) 生活関連情報

- ① 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込
- ② 食料・生活必需品の供給状況
- ③ 道路交通状況
- ④ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
- ⑤ 医療機関の活動状況
- ⑥ その他必要な情報

(3) 救援措置情報

- ① 被災証明書の発行情報
- ② 相談窓口の開設状況
- ③ 税・手数料等の減免措置の状況
- ④ 災害援護資金等の融資情報
- ⑤ その他必要な情報

9-3 緊急広報の方法

(1) 同報系無線による広報

区本部は、必要に応じて同報系無線により緊急広報を実施する。

(2) インターネットを利用した広域広報

区本部は、広報の必要があると判断した情報について、住之江区のホームページやSNS（ツイッターなど）等のインターネットを利用した緊急広報を行う。

(3) 警察・消防と連携した広報

区本部は、避難の呼びかけが必要と判断した場合に警察・消防と連携した緊急広報を行う。

9-4 一般広報の方法

(1) チラシ等印刷物の発行による広報

- ① 危機管理部が作成したチラシ等のほか、本部で作成した広報チラシについて、区本部は、自主防災組織に対して配付の協力を依頼する。
- ② 自主防災組織は、区本部と協力して災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。
- ③ 区本部は、市民等に広報された内容について、区本部内職員への徹底を図る。

(2) インターネットを利用した広域広報

区本部は、広域広報の必要があると判断した情報について、住之江区のホームページやSNS（ツイッターなど）等のインターネットを利用した情報提供を行う。

(3) 広報車等の利用による現場広報

区本部は、災害の状況または道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

(4) 自主防災組織による個別広報

区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。

9-5 災害記録等の作成

災害対策に資するため、災害に関する事象を写真・映像で記録する。

第4章 避難・安全確保

第10節 避難対策

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、区民等及び事業者に対して避難のための立ち退きを勧告または指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。

なお、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるため、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を区民等に対し周知徹底するための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

10-1 避難の誘導・移送

(1) 避難の開始

- ① 災害直後は、自主防災組織等を主体に組織ごとに避難場所へ避難するものとする。その際、自主防災組織は、避難支援プランにより災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、避難行動要支援者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。
- ② 避難に際しては、自主防災組織、隣近所等で助け合い、安全に行動できる服装とし、集団行動をとるとともに、携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめる。

(2) 避難の誘導

- ① 避難勧告・指示が出された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合または火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、自主防災組織などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し災害に応じた適切な避難場所に誘導する。
- ② 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。
- ③ 誘導の順序は、避難行動要支援者を優先する。
- ④ 誘導経路については安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、区本部職員、自主防災組織などを要所に配置する。
- ⑤ 警察官、自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

(3) 避難路の利用

大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。

(4) 移送

区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、大阪海上保安監部、大阪府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送するものとする。

10-2 津波からの避難対策

(1) 津波により浸水すると予測される地域及びその周辺に事業所を設置している事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、区役所が指定する避難場所のほか従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入に努める。

(2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

避難対策等

① 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

【大阪府域に大津波警報、津波警報が発表された場合】

ア 避難指示（緊急）区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。

イ 浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の堅固な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。

ウ 避難指示（緊急）区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。

② 津波による避難指示の対象

【大阪府域に大津波警報または津波警報が発表された場合】

なお、いずれの場合も災害の状況により、避難勧告（緊急）区域を適宜拡大する。

対象区	気象庁発表	津波注意報	大津波警報 津波警報
住之江区		注意喚起 避難指示（緊急）等の発令なし ※1	避難指示（緊急）

※1 漁業従事者、沿岸港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域においては、港湾管理者、河川管理者等と連携し、必要に応じて注意喚起等を行う。

(3) 区民等への周知

区役所は、あらゆる機会をとらまえ、区民等へ避難方法等についての周知に努める。

自主防災組織は、津波避難訓練等を実施し、避難方法等の周知に努める。

(4) 津波情報の伝達

避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、津波からの避難の勧告、指示の伝達方法に加え、浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。

第11節 避難施設

災害から区民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から区民等への周知徹底を図るものとする。

また、災害直後には、それぞれの施設を中心としたコミュニティ単位で自立した対応がなされるよう、それぞれの施設に対して防災機能の充実を図っていく。

なお、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか危機

管理室と協力して再点検、安全確認を行ったうえで、次の取組みをすすめる。

11-1 避難場所

避難場所とは、地震火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所であり、広域避難場所、一時避難場所、津波避難施設として整備を図る。

(1) 広域避難場所

大規模火災が発生し、延焼拡大した場合から生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保する。

① 広域避難場所の要件

ア 原則として10ha以上の規模を有し、または、土地利用の状況、その他の事情を勘案して災害時における避難上必要な規模を有し、周辺の火災及び浸水から安全な形態とするとともに、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施し、災害応急対策活動の拠点としての機能を確保する。

イ 受入可能人口は、周辺の火災から安全な面積に対して、原則として1人あたり2㎡とし、現状でその確保が困難な地区は、1人あたり1㎡以上として計画する。

ウ 概ね周辺2～4km以内の地域を避難圏域とし、圏域内における避難対象地域（不燃領域率70%未満及びそれに囲まれた地域）の人口が受入可能人口を超えないものとする。また、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、その避難生活に対応するための機能の充実も推進する。

○住之江区内の広域避難場所については別表1のとおり

(2) 一時避難場所

避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難場所を確保するものとする。

一時避難場所の要件

広場、公園、空地等で、原則として1㎡につき1人を基準として200人以上避難可能な場所とする。

ただし、地域の実状に応じて、避難可能人数が200人未満の施設も可能とする。

○住之江区内の一時避難場所については別表1のとおり

(3) 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）

区民等が津波などの水害から緊急かつ一時的に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保するものとする。津波避難施設は、避難に重点を置いた対策のひとつとして、大阪府による津波浸水想定結果（H25.8）を踏まえ、区民等が津波から緊急かつ一時的に避難・退避するために確保を進める。

① 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の要件

ア 建物の構造

原則として鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。

イ 耐震性

新耐震設計基準（建築基準法施行令昭和56年改正）に適合していることを基本とする。

ウ 避難場所・時間

・原則として3階相当以上とする。

・津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者1人あたり概ね1.6㎡を確保することを基本とする。ただし、避難者1人あたり面積につ

いては、地域の実状に応じた設定が可能とする。

・少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間の限定（営業時間中のみ等）も許容する。

○住之江区内の津波避難施設については別表2のとおり

② 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保手順

ア 大阪市及び外郭団体の施設

危機管理室と所管する局が調整のうえ、確保を進める。

イ 津波避難拠点施設

観光客等にもわかりやすい避難施設として、拠点施設を確保するよう努める。

ウ 民間施設

地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等、確保を進める。

エ 複数の区にまたがる施設

チェーンストア等、複数の区にまたがる施設等市域において一括して協定を締結できるものについては、危機管理室にて対応する。

オ 鉄道施設、道路施設等の活用

関西広域連合にて包括的に検討を進めている鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の実情に応じて避難施設として確保するよう、関係機関と協議を進める。

カ 新設建築物

対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。

③ 津波避難施設（津波避難ビル等）の周知

日頃から区民等に当該施設が津波避難ビル等であることを、図記号を利用した看板またはステッカー等により周知する。

11-2 避難所

避難所とは、災害により住宅に留まる事ができない区民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、災害時避難所、福祉避難所として整備を図る。整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪市・大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に地域住民等の関係者と調整を図る。

(1) 災害時避難所

災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する区民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を指定する。災害時避難所として指定している施設については、耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、指定にあたっては、区本部長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者または関係者の承諾を得るとともに区民への周知徹底を図る。

① 災害時避難所の要件

ア 地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として2㎡につき1

人を基準として 50 人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が 50 人未満の施設も可能とする。

イ 学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積 1.6 m²につき 1 人として受入可能人数を算出するものとする。

・普通教室 有効率 70% ・廊下 有効率 50% ・屋内運動場 有効率 80%

ウ 指定にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。

○住之江区内の災害時避難所については別表 3 のとおり

② 地域における民間施設の災害時避難所への支援及び協力

地域住民が主体となって民間施設を確保するなど、地域特性を考慮した新たな災害時避難所指定についての支援を行う。また、施設提供の依頼を受けた施設の所有者、管理者、占有者または関係者は、施設の提供に協力するよう努める。

(2) 福祉避難所

要配慮者が利用しやすいよう、避難所施設のバリアフリー化に努めるなど、次の方針により施設の福祉的整備を図るとともに、要配慮者を保護するための福祉避難所の指定を図る。また、福祉関係者等の協力も得ながら、受入れを行った要配慮者を適切に介護・支援できるよう、大阪市と連携し必要な人員を確保する。

また、福祉避難所の役割について、区民等に周知する。

① 福祉避難所の施設整備等

ア 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

イ 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に多機能トイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の多機能トイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。

ウ 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

エ 施設管理者の協力を得て、大阪市とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

オ また、災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通じ、福祉避難室として確保する。

カ 福祉避難所としての利用が求められる社会福祉施設等について、施設管理者と調整のうえ、区単位で福祉避難所の指定を行うとともに、公的施設や民間の旅館・ホテルに協力依頼を行う。

キ 指定した社会福祉施設に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。

11-3 避難場所・避難所の管理

(1) 避難所の管理及び避難者の受入

① 広域避難場所の管理

- ア 広域避難場所の管理者は原則として区本部長とする。
- イ 広域避難場所の管理者は各広域避難場所について連絡所を設置する場所をあらかじめ定めておく。
- ウ 区本部長は、広域避難場所を開設した場合に、その管理にあたらせるため、広域避難場所ごとに、職員の中から広域避難場所の主任及び担当係員を指名する。
- エ 市本部、区本部から避難の勧告・指示が出され、広域避難場所に区民等を避難させる時には、あらかじめ区本部長は携帯無線機などを携行した広域避難場所の主任及び係員を直ちに広域避難場所に赴かせ、区本部及び市本部との連絡にあたらせるなど広域避難場所の開設に必要な措置をとる。
- オ 上記に定める他は、次項を準用する。

② 災害時避難所及び一時避難場所の管理

災害時避難所の管理については「避難者受入業務実施細目」によるものとするが次の事項に留意する。

- ア 避難所ごとに受入れ避難者に関する情報を早期に把握し、自宅、テント及び車等、災害時避難所外で生活している避難者に係る情報の把握にも努め、区本部は市本部に報告する。
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事提供の状況、トイレの設置状況の把握、避難者への情報提供及び防犯対策に努める。
- オ 要配慮者への配慮
- カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者のメンタル面を含めた健康状態や避難所の栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- キ 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- ク 相談窓口の設置
- ケ 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- コ 大規模災害が発生した場合、避難生活が長期間に及ぶ可能性があることから、避難者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な体制整備を図る。
- サ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- シ 区本部長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと考えられる場合は、当該地域に避難所を設置・維持していくことの適否を検討する。

「避難者受入業務実施細目」

第1 通則

- 1 区本部長は、この細目の定めるところに従い、区内避難所の開設及び管理に任ずる。
- 2 区本部長は、区内に設置した避難所の管理にあたらせるため、職員から避難所主任及び係員を任命配置する。

第2 避難所の開設

- 1 区本部長は、区内に開設すべき避難所につき、あらかじめその受入人員、炊き出し等の諸施設を調査し、これを危機管理部長に報告する。
- 2 災害が発生したときは、区本部長は直ちに必要と認めた避難所に要員を派遣し、避難者の救護を開始する。

- 3 危機管理部長は、状況に応じ区本部長に指示して必要と認めた箇所の避難所または隣接区の避難所を開設させることができる。
- 4 区本部長は、自主防災組織等を通じ、または掲示ビラ等をもってあらかじめ避難所の所在地及び被災の際の注意事項を区民等に周知させる。

第3 避難者の受入

- 1 災害が発生した時は、区本部長は災害の種類、気象関係等を特に考慮し、適切な避難所を選定のうえ避難者を災害時避難所に受入れる。
区本部長は、災害発生と同時に進行避難に備えるため、あらかじめ振興町会ごとに適当な一時避難場所を定めておき、学校長、自主防災組織等の責任者に臨機の処置をとらせるとともに、警察官等の協力を得て避難を行い、災害時避難所に受入する。
- 2 区本部長は、他区等より避難してきた避難者についても受入に努める。
- 3 区本部長は、避難者の受入に当たり区内の災害時避難所が被害を受けて受入困難となったとき、または受入能力に余力がないときは、危機管理部長の指示を受け、他区の災害時避難所に避難者を誘導する。
- 4 区本部長は、被災者の受入を開始したときは、直ちにその旨を危機管理部長に報告する。
- 5 避難所主任は、避難者を受入したときは、速やかに避難者名簿を作成する。なお、名簿作成にあたっては、統一の様式を準備し、名前・住所・被災状況・家族状況・健康状態等を含めて、原則として避難者自身が記載し、避難所主任に提出する。また、避難者が避難所を退出または転出するときは、避難所主任に届け出ること。
- 6 避難所主任は、支援を要する者の把握を行う。
- 7 避難所主任は、応急救助を必要と認め難い者については避難所を退所させる。

第4 避難所の運営管理

- 1 避難所主任は、学校長、警察官、自主防災組織等の協力を得て避難所の管理に任ずる。
- 2 避難所主任は、教職員、自主防災組織等の協力を得て避難所の運営にあたる。
- 3 避難所主任は、所定の避難者心得を各避難所に掲示し、避難者をしてこれを遵守させる。
- 4 避難所受入中の傷病者については、これを保健福祉班に引き継ぐ等適切な処置を講ずる。
- 5 避難所主任は、避難所に修理の必要が生じたときは、区本部長を通じ危機管理部長に修理を要求する。
- 6 避難所主任は、食料その他必要物資の所要量を区本部長に上申し、所定の手続を経て速やかにこれを調達する。
- 7 避難所主任は、避難所において食料の炊き出し、寝具その他必要物資の配給を行う。
- 8 避難所の防護、警備、炊き出し、配給等に関しては、警察官、自主防災組織等のほか受入者等に適宜協力を求めることができる。
- 9 避難所主任は、日報により受入状況を区本部長に報告する。区本部長はその報告にもとづき受入状況を危機管理部長に報告する。
- 10 避難所主任は、次の各号の一に該当する事項が発生したときは、直ちにその旨区本部長に報告する。
 - (1) 避難者の受入を開始したとき
 - (2) 受入者全員が退所または転出したとき
 - (3) 受入者が死亡したとき
 - (4) 避難所内に悪疫が発生したとき
 - (5) 避難所の建物が倒壊、浸水、類焼等の危険を生じたとき
 - (6) 避難所において騒じょうが生じ、または生じるおそれがあるとき
 - (7) その他報告を必要とする事項が生じたとき

- 11 区本部長は、前項の場合その他報告の必要があると認める事項が生じたときは、直ちに臨機の処置を行うとともに、これを危機管理部長に報告する。
- 12 前各項のほか、避難所において行う業務並びに自主防災組織等との協議関係等に関し必要な指示事項は、別にこれを定める。

第5 避難状況の調査・報告

- 1 避難所主任は、直ちに避難者数、避難者の健康状態、その他必要に応じて区本部長に報告する。
- 2 区本部長は報告を受けた避難状況を取りまとめ、危機管理部長に速やかに報告する。
- 3 事前に計画されていない施設に避難者が集結した場合は、避難者から届出を受けるなど、把握に努める。

第6 避難所への情報提供の方法

区本部長は、避難者の要望等を把握するため、必要に応じて臨時相談所を設置する。

第7 受入者の事後処置

区本部長は、区内避難所における避難者には次の各号によりこれを処置する。

- (1) 自宅または縁故先に復帰し得るものは、速やかに復帰させる。
- (2) 7日以上を経過し復帰することのできない者については、危機管理部長の指示を受け受入期間の延長もしくはその指示する施設へ誘導する。

なお、この場合、教育施設に関しては学校教育の再開に支障のないよう努めるものとする。

③ 自主防災組織の取組み

災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の区民の支援についても明確にしておく。

また、「避難所運営マニュアル」の有効性を検証するためにも区民とともに避難所運営に関する訓練を行うとともに、それを踏まえた「避難所運営マニュアル」見直しを適宜行う。

(2) 大和川氾濫のおそれがある場合の災害時避難所の開設

災害時避難所は、災害により住居等を滅失したため継続して救助を要する区民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場であるが、住之江区では大和川氾濫のおそれがあり、避難勧告等が発令された場合は、避難勧告等対象地域の津波避難ビルを兼ねた災害時避難所に限り、災害時避難所として開設する。

(3) その他の災害時避難所の設置

大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるかまたは避難者が多数のため受入能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を受入する。なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者または関係者に事前に承諾を得るものとする。

(4) 区内で避難者の受入が困難な場合の対応

区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない場合、区本部長から危機管理部長へ要請を行う。

広域避難場所

【広域避難場所】 大規模火災が発生した時など、火災に対して安全に避難するための広大な公園など。

避難場所名	所在地	避難可能人数(人)
住之江公園一帯	南加賀屋 1-1	193,000
南港中央公園	南港東 8-5	176,000

一時避難場所

【一時避難場所】 一時的に避難するための広場や公園、学校の運動場など。

避難場所名	所在地	避難可能人数(人)
安立小学校(運動場)	住之江 1-4-29	4,000
安住公園	住之江 3-17	2,500
西住之江公園	西住之江 1-3	500
浜口東公園	西住之江 1-3	2,400
西住之江中公園	西住之江 2-15	400
西住之江南公園	西住之江 3-13	600
安立北公園	安立 1-10	500
霰松原公園	安立 2-11	700
安立南公園	安立 3-8	500
敷津浦小学校(運動場)	北島 2-9-22	4,200
北島公園	北島 3-17	1,000
御崎北公園	御崎 1-8	1,100
真住中学校(運動場)	御崎 2-2-32	6,600
御崎東公園	御崎 3-3	2,100
住之江小学校(運動場)	御崎 4-6-43	3,500
御崎中公園	御崎 5-1	1,400
清江小学校(運動場)	御崎 5-7-18	5,300
御崎南公園	御崎 7-3	8,300
住吉商業高等学校(運動場)	御崎 7-12-55	6,400
敷津浦東公園	御崎 7-15	2,900
住之江中学校(運動場)	御崎 8-1-6	5,100
住吉公園	浜口東 1-1	80,000

浜口西公園	浜口西 2-6	1,600
浜口公園	浜口西 3-4	1,800
粉浜東公園	粉浜 1-5	1,000
北粉浜小学校(運動場)	粉浜 1-5-48	3,700
粉浜中公園	粉浜 1-27	400
粉浜小学校(運動場)	粉浜 2-6-6	1,200
粉浜南公園	粉浜 3-2	300
粉浜北公園	粉浜西 1-4	700
住吉第一中学校(運動場)	粉浜西 1-5-11	6,600
粉浜公園	粉浜西 2-6	1,500
加賀屋北公園	北加賀屋 1-2	900
北加賀屋東公園	北加賀屋 1-5	500
加賀屋小学校(運動場)	北加賀屋 2-5-26	3,800
北加賀屋公園	北加賀屋 5-3	20,400
東加賀屋 1 公園	東加賀屋 1-3	1,500
加賀屋東小学校(運動場)	東加賀屋 1-6-25	6,500
東加賀屋公園	東加賀屋 2-14	600
加賀屋中学校(運動場)	西加賀屋 2-9-20	6,000
西加賀屋公園	西加賀屋 3-8	3,000
住吉川小学校(運動場)	西加賀屋 4-1-4	2,700
中加賀屋公園	中加賀屋 1-5	10,600
加賀屋公園	中加賀屋 3-17	3,700
住之江公園	南加賀屋 1-1	150,000
南加賀屋公園	南加賀屋 3-1	1,600
南加賀屋西公園	南加賀屋 4-6	500
緑木公園	緑木 2-1	1,300
柴谷公園	柴谷 2-7	26,000
新北島南公園	新北島 2-3	6,900
新北島東公園	新北島 3-5	7,400
新北島中公園	新北島 3-7	1,800
新北島会館南公園	新北島 5-3	800
新北島小学校(運動場)	新北島 6-2-56	3,600
新北島西公園	新北島 7-3	12,000
大和川北公園	新北島 8-1	1,100
新北島中学校(運動場)	新北島 8-2-46	4,500
平林泉公園	泉 2-1	4,052
平林北公園	平林北 1-2	2,000
平林南公園	平林南 2-6	1,000
平林小学校(運動場)	平林南 2-6-48	2,400
平林西公園	平林南 2-12	1,100

港南造形高等学校(運動場)	南港東 2-5-72	7,400
南港中央公園	南港東 8-5	56,200
南港緑公園	南港中 2-6	10,000
南港緑小学校(運動場)	南港中 2-7-18	5,700
南港公園	南港中 3-1	26,000
南港南中学校(運動場)	南港中 3-5-14	8,800
南港海のまち公園	南港中 3-6	10,000
南港渚小学校(運動場)	南港中 3-7-13	4,000
南港北中学校(運動場)	南港中 4-3-39	7,700
南港光小学校(運動場)	南港中 4-4-22	3,800
南港太陽のまち公園	南港中 4-5	10,000
南港桜小学校(運動場)	南港中 5-2-48	4,400
南港花のまち公園	南港中 5-4	10,000

別表 2

津波避難ビル

【津波避難ビル】津波などの水害から一時的または、緊急に避難するための施設。

※堅固な建物の 3 階以上。

施設名	所在地	避難可能人数(人)	時間指定
安立小学校	住之江 1-4-29	1,247	24 時間
ラ・メール	住之江 1-4-36	53	24 時間
ロイヤル住之江	住之江 1-4-47	64	24 時間
アクシスコート住之江	住之江 2-3-18	20	24 時間
ロイヤル安立	住之江 2-10-17	60	24 時間
市営住之江住宅 1 号棟	住之江 3-11	89	24 時間
市営住之江住宅 2 号棟	住之江 3-12	155	24 時間
市営住之江住宅 3 号棟	住之江 3-14	200	24 時間
シティハイツ住ノ江 2 号棟	西住之江 1-3-2	379	24 時間
シティハイツ住ノ江 3 号棟	西住之江 1-4-3	247	24 時間
ライオンズマンション住之江	西住之江 2-10-7	150	24 時間
セリザー住之江	西住之江 3-1-21	33	24 時間
グリーンビル	西住之江 3-2-1	40	24 時間
大きな手 西住之江	西住之江 3-4-16	260	24 時間
プレミスト住之江	西住之江 3-5-3	173	24 時間
グランコート住ノ江	安立 1-11-25	110	24 時間
ソレイユあんりゆう・なかのクリニック	安立 4-4-15	56	24 時間
敷津浦小学校	北島 2-9-22	2,644	24 時間
真住中学校	御崎 2-2-32	1,235	24 時間
市営御崎住宅 10 号館	御崎 2-8	378	24 時間
住之江区在宅サービスセンター	御崎 4-6-10	123	営業期間中(平日 9:00~19:00、土曜 9:00~17:30)
住之江小学校	御崎 4-6-43	1,758	24 時間
市営御崎住宅 5 号館	御崎 4-9	484	24 時間
市営御崎住宅 1 号館	御崎 4-10	313	24 時間
市営御崎住宅 4 号館	御崎 4-11	223	24 時間
市営敷津浦住宅 1 号館	御崎 5-7	639	24 時間
清江小学校	御崎 5-7-18	1,465	24 時間
市営敷津浦第 2 住宅 1 号館	御崎 7-1	526	24 時間
住吉商業高等学校	御崎 7-12-55	3,005	24 時間
住之江中学校	御崎 8-1-6	2,415	24 時間

北粉浜小学校	粉浜 1-5-48	560	24 時間
粉浜小学校	粉浜 2-6-6	1,241	24 時間
大阪府住宅供給公社 住吉団地	粉浜 3-13-9	122	24 時間
住吉第一中学校	粉浜西 1-5-11	838	24 時間
UR 賃貸住宅(住吉団地)	粉浜西 3-1	8,357	24 時間
市営北加賀屋住宅 1 号館	北加賀屋 1-5	72	24 時間
加賀屋小学校	北加賀屋 2-5-26	1,000	24 時間
(株)グルメ杵屋	北加賀屋 3-4-7	200	24 時間
住之江スポーツセンター	北加賀屋 5-3-47	630	24 時間
特別養護老人ホーム 加賀屋の森	北加賀屋 5-4-23	400	24 時間
市営北加賀屋第 5 住宅 1 号館	北加賀屋 5-6	542	24 時間
市営東加賀屋住宅 1 号館	東加賀屋 1-4	606	24 時間
市営東加賀屋住宅 2 号館	東加賀屋 1-5	491	24 時間
加賀屋東小学校	東加賀屋 1-6-25	1,958	24 時間
市営中加賀屋住宅 12 号館	中加賀屋 1-1	639	24 時間
コーシャハイツ中加賀屋	中加賀屋 1-4-16	221	24 時間
市営中加賀屋住宅 3 号館	中加賀屋 1-7	288	24 時間
市営中加賀屋住宅 2 号館	中加賀屋 1-8	288	24 時間
市営中加賀屋住宅 11 号館	中加賀屋 1-11	135	24 時間
市営中加賀屋住宅 10 号館	中加賀屋 1-12	578	24 時間
市営中加賀屋住宅 9 号館	中加賀屋 1-13	244	24 時間
ファミリー中加賀屋	中加賀屋 3-3-6	395	24 時間
市営中加賀屋住宅 8 号館	西加賀屋 1-3	930	24 時間
加賀屋中学校	西加賀屋 2-9-20	1,011	24 時間
シャルマンハイツ	西加賀屋 3-4-1	140	24 時間
住吉川小学校	西加賀屋 4-1-4	972	24 時間
朝日プラザ住之江公園	西加賀屋 4-3-5	790	24 時間
市営柴谷住宅 1 号棟	柴谷 2-1	1,425	24 時間
市営柴谷住宅 2 号棟	柴谷 2-1	148	24 時間
市営柴谷住宅 3 号棟	柴谷 2-1	980	24 時間
GLP 大阪 II	柴谷 2-8-76	1,950	24 時間
ニュートラム 住之江公園駅	泉 1-1	571	24 時間
住之江競艇場	泉 1-1-71	2,368	24 時間
住之江下水処理場砂ろ過池棟屋上部	泉 1-1-189	1,606	24 時間
サニーコットン住之江	新北島 6-1-5	690	24 時間
新北島小学校	新北島 6-2-56	1,874	24 時間
新北島中学校	新北島 8-2-46	1,390	24 時間
パナソニック(株)オートモーティブ & インダストリアルシステムズ社	平林北 1-2-63	1,000	24 時間
ニュートラム 平林駅	平林南 1-2	299	営業時間内

市営平林南第2住宅1号館	平林南2-3	492	24時間
平林小学校	平林南2-6-48	1,399	24時間
ルネ住之江	平林南2-6-54	730	24時間
市営平林南第3住宅1号館	平林南2-9	489	24時間
インテックス大阪 5号館・6号館	南港北1-5-102	9,791	24時間
シーサイドレジデンスコスモスクエア駅前	南港北1-25-10	3,588	24時間
ニュートラム トレードセンター駅前	南港北1-30-21	401	24時間
ローレルスクエア大阪ベイタワー	南港北1-30-30	1,196	24時間
アジア太平洋トレードセンター	南港北2-1-10	10,320	24時間
ニュートラム ポートタウン東駅	南港中2-1-14	246	24時間
UR賃貸住宅(南港わかぎの)	南港中2-2	8,630	24時間
市営南港中住宅21号館	南港中2-5	1,772	24時間
南港緑小学校	南港中2-7-18	1,571	24時間
市営南港中住宅31号館	南港中2-8	1,266	24時間
ニュートラム ポートタウン西駅	南港中3-2-68	205	営業時間内
UR賃貸住宅(南港しらなみ)	南港中3-3	7,954	24時間
南港南中学校	南港中3-5-14	1,419	24時間
南港渚小学校	南港中3-7-13	1,579	24時間
UR賃貸住宅(南港ひかりの)	南港中4-2	12,509	24時間
南港北中学校	南港中4-3-39	1,796	24時間
南港光小学校	南港中4-4-22	1,419	24時間
南港桜小学校	南港中5-2-48	1,656	24時間
ニュートラム 中ふ頭駅	南港中5-3-48	345	24時間
UR賃貸住宅(南港前)	南港東1-6	9,870	24時間
ニュートラム 南港口駅	南港東1-7-69	310	営業時間内
ニュートラム 南港東駅	南港東2-4-52	297	営業時間内
港南造形高等学校	南港東2-5-72	4,974	24時間
ニュートラム フェリーターミナル駅	南港東4-8-52	598	営業時間内
大阪南港トラックターミナル管理棟	南港東4-10-108	225	24時間

災 害 時 避 難 所

【災害時避難所】 自宅での生活ができない場合に避難生活をするための施設。
小中学校など。

施設名	所在地	受入可能人数(人)
安立小学校	住之江 1-4-29	1,400
住之江区保健福祉センター分館	浜口東 3-5-16	70
敷津浦小学校	北島 2-9-22	1,890
住之江中学校	御崎 8-1-6	1,140
住吉商業高等学校	御崎 7-12-55	1,280
市立住之江会館	南加賀屋 3-1-20	180
真住中学校	御崎 2-2-32	980
住之江小学校	御崎 4-6-43	1,010
清江小学校	御崎 5-7-18	1,600
住吉川小学校	西加賀屋 4-1-4	920
加賀屋小学校	北加賀屋 2-6-26	940
加賀屋東小学校	東加賀屋 1-6-25	1,140
加賀屋中学校	西加賀屋 2-9-20	890
粉浜小学校	粉浜 2-6-6	900
北粉浜小学校	粉浜 1-5-48	570
住吉第一中学校	粉浜西 1-5-11	700
平林小学校	平林南 2-6-48	790
港南造形高等学校	南港東 2-5-72	1,350
新北島小学校	新北島 6-2-56	1,020
新北島中学校	新北島 8-2-46	880
南港光小学校	南港中 4-4-22	1,170
南港北中学校	南港中 4-3-39	1,280
南港桜小学校	南港中 5-2-48	1,170
南港渚小学校	南港中 3-7-13	1,190
南港南中学校	南港中 3-5-14	1,500
南港緑小学校	南港中 2-7-18	970

第12節 帰宅困難者対策

区民等の安全を確保するため、災害等により交通機能等が停止した際の人の集中による混乱や、帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合における混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等による死傷者の発生の防止を図るとともに、大阪市や大阪府・関西広域連合と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等情報の入手・伝達方法の確立を図る。また、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

第13節 避難行動要支援者に関する対策

13-1 避難行動要支援者避難支援対策

大規模な災害が発生した場合、消防や警察等による支援体制（公助）が整うまでには一定の時間を要するうえ人的体制を含めて対応能力等に限界がある。そのため、自らの命は自らで守り、支援が必要な者に対しては、地域で助け合う地域防災活動が重要である。

効果的な避難行動要支援者の避難支援対策を行うためには、避難行動要支援者自身や家族による自助及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要であることから、自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、大阪市は、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う。

大阪市においては、避難行動要支援者の自助、地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者自身（自助）、自主防災組織（共助）、大阪市（公助）それぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」を平成21年11月に策定した。

また、平成26年度に自助・共助・公助の役割分担の整理、自主防災活動への支援強化による地域防災力の向上を通じて、地域における避難行動要支援者支援の取組みを促進するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」を改訂するとともに、名称を「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に変更し、効果的な取組みの推進を図る。

(1) 避難行動要支援者の取組み（自助）

- ① 平常時から災害に関する危機意識を持って、家具の固定等自らの住まいの安全確保や医薬品、医療器具、生活用品等の準備など、自己の安全を確保するよう努める。
- ② 避難行動の確保

災害発生時に自身及び家族で適切な避難行動が行えるよう努めるとともに、平常時から隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などに積極的に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織の取組み（共助）

- ① 自主防災活動の企画、立案

人口分布や災害想定など地域の特性を踏まえ優先的に取り組むべき活動など、自主防災活動として取り組む内容を、区民等の参加による話し合いなどを通して決定する。特に、避難行動要支援者情報の収集・管理方法や、避難行動要支援者への個別支援内容、そして支援者の選出方法などに関するルールを「避難行動要支援者支援計画等」として作成することが重要である。

- ② 避難行動要支援者情報の把握、避難支援プラン（個別計画）の作成

自分たちの地域で生活する人はみんなですべて守っていくことを基本に、平常時から避難行動要支援者情報の把握に努め、想定される災害ごとの具体的な避難支援プラン（個別計画）を個々の避難行動要支援者と確認し、災害時には避難支援等を行うよう努める。

なお、避難支援者は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、自主防災組織は、避難支援者が避難支援プラン（個別計画）に基づいて助けようとしても、助けられない可能性もあることについて、避難行動要支援者の理解を得る必要がある。

③ 自主防災活動の実施

地域の特性に応じて企画、立案した防災活動を、区民及び事業者との協働により実施していく。また、災害時に適切に行動できるよう、日頃から避難行動要支援者をはじめとしたより多くの区民等の参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施する。

(3) 区役所の取組み（公助）

① 自主防災活動への支援

自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう、個人情報の取扱いや具体的な支援方法等を記載した活動マニュアルを提供、自主防災組織の「避難行動要支援者支援計画等」作成を支援するなど、自主防災活動の支援を行う。

② 住之江区保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理

区役所が通常施策を実施するために収集している要配慮者情報を利用して、「住之江区避難行動要支援者名簿※」をあらかじめ作成、毎年更新し、個人情報の取り扱いに関するルールを作成するなど避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて避難支援等関係者となる自主防災組織へ避難行動要支援者情報（高齢者施設、障がい児・者施設への長期入所者については、施設管理者など避難支援者が明確であることから除くこととする。）を本人の同意を得て提供する。

※【住之江区避難行動要支援者名簿作成基準】

- ・要介護 3 以上の人
- ・要介護 2 以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人
- ・重度障がい者
 - 身体障がい者 1・2 級
 - 知的障がい者 A
 - 精神障がい者 1 級
- ・視覚障がい・聴覚障がい 3・4 級
- ・音声・言語機能障がい 3 級
- ・肢体不自由（下肢・体幹機能障がい） 3 級

【利用する保有個人情報の項目】

・住所、氏名、性別、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

【名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置】

- ・大阪市が定めるプライバシー保護に配慮した具体的な実施方法を事務取扱要領として定める。

③ 福祉避難所の指定等

災害時における避難行動要支援者の避難生活場所として、福祉避難所の指定を行うとともに、災害時避難所の一部の部屋を福祉避難室として確保を図る。

第5章 防災教育・訓練

第14節 防災知識の普及・防災教育

災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、職員をはじめ、防災関係機関、区民等、事業者など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。

地震による災害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害が予想される。このため防災知識の普及は、まず地震等の災害が発生した場合の事象や、防災対策の基本などの防災情報を正確に理解し、職員及び直近参集者をはじめ、各防災関係機関、区民等、事業者が自らの役割を理解することが重要である。

特に、大規模地震などの災害の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る」「自らの地域は自らで守る」ために区民等や事業者が平素から備えるべきこと、防災関係機関と市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、避難生活における高齢者、障がい者、男女のニーズの違いなど多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、区民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。さらに、発生する可能性が高いとされている東南海・南海地震や、南海トラフ巨大地震では、大阪にも津波が襲来することが想定されており、水害ハザードマップ等を活用した津波防災に関する知識の普及、啓発を行う。

14-1 職員に対する防災知識の普及啓発

災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。

職員及び直近参集者は、このような状況下においても災害応急活動の実行上の主体であり、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努め、全職員への防災教育をより一層充実させる。

(1) 職員及び直近参集者に対する防災研修の実施

職員を対象とした、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、防災技術等の習得を行う。

① 職員への防災研修

職員に対する研修において、防災研修のカリキュラムを取り入れ、防災研修を実施する。また、災害発生時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの端末操作研修を定期的の実施していく。

② 緊急区本部員への防災研修

緊急区本部員に対する定期的な防災研修を実施する。

③ 直近参集者への防災研修

直近参集者に対する定期的な防災研修を実施する。

14-2 区民等に対する防災知識の普及啓発

大規模地震の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、行政等の防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想される。このため、区民等に対しては、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。また、区内に滞在及び通過する区民等に対しても、ハザードマップ等を活用するなど、住之江区域における災害リスクの周知を図り防災知識の普及啓発に努める。

(1) 普及啓発の内容

① 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

② 災害への備え

- ア 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、食料、飲料水等）の準備
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- オ 避難場所・避難路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- カ 住宅の耐震診断と耐震改修の必要性
- キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性
- ケ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動
- コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

③ 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動

- カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- キ 避難行動要支援者への支援
- ク 初期消火、救出救護活動
- ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- コ 避難生活に関する知識
- サ 自らの安全を確保のうえ、応急対応等の防災活動への参加
- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

(2) 普及啓発の方法

① 講演会、出前講座等による防災知識の普及

年間を通じて機会をとらまえ、講演会、出前講座等を実施して、区民等の防災知識の普及を図る。

② 地域イベントにおける啓発活動

地域で開催される各種イベントにおいて、説明会・体験会・チラシの配布等を実施することにより防災知識の普及に努める。

③ 印刷物による防災知識の普及

ア 防災マップの配付

災害の種類に応じた避難場所や災害時避難所、避難路等を確認できるよう防災マップを配布する。

イ ハザードマップの配布

地震動や津波、河川氾濫等の自然災害に関するリスクを分かりやすく図示したハザードマップは、区民等の防災意識や防災力の向上に資するものであることから、危機管理室と協力しその作成・配布等を行う。

ウ 市民防災マニュアルの活用

区民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように危機管理室が作成した「市民防災マニュアル」を配布することで広く区民等に周知を図るとともに、区民等を対象とした研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、区民等の防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。

④ 広報ツールを活用した防災知識の普及

区役所ホームページや広報紙において防災情報を提供するとともに、防災知識の普及に努める。

(3) 津波に対する知識の普及啓発

様々な機会を活用し、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。

① 津波に対する基本的事項

ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたときまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること。

イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること。

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。

エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと。

カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること。

キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること。

ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の津波に関すること。

ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること。

② 教育機関における防災教育

教育機関においては、地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

③ 区民等への普及啓発

ア 津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した区民等への啓発を行う。

イ 当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、区民等に対し周知する。

ウ 水害ハザードマップが区民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。

1 4 - 3 児童・生徒等に対する防災・減災教育

防災意識を高め、次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災・減災教育を実施する。

(1) 学校園等における安全教育

「防災に関する指導については、教育活動を通して計画的・継続的に実施し、さまざまな災害発生時における危険と正しい備え、安全に避難する方法など防災教育の基礎となる基本的な知識が身につくよう適切な指導に努める。」、「自然災害等の危険に際しては、『減災』の考え方を踏まえ、幼児・児童・生徒が状況に応じて、自らの命を守り抜くため主体的に行動するとともに、他の人や地域社会の安全に貢献できるよう資質や能力を養うように努める。」（平成 24 年度学校教育指針より）という立場で実施するとともに、地域社会の一員としての自覚の育成に努める。

① 学校園等での安全教育

学校園等においては、各教科・道徳（小・中）・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）、土曜日授業や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。

区役所はこれを積極的に協力・支援する。

1 4 - 4 事業所等における防災教育

区役所は、防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

第15節 防災訓練の実施

防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、区民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協体制を確立するのに大きな効果があるほか、区民等に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。

区役所においては、大阪市やその他の関係機関と協力した防災訓練をはじめ、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を実施する。そのなかで、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。

各種防災訓練においては、区民等・事業者・行政機関、その他の防災関係機関が協力して参加し、災害時における各々の防災的な役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な区民等への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実に図る。

特に、自主防災組織を中心とした防災訓練は、区民等自らの発意により企画、実施ができる体制を推進し、きめ細かく実践的な訓練やイベント性を取り入れた訓練などにより広範な区民等の参加を求め、「自らの地域は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得を目指す。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ防災組織体制の改善を行うとともに、次回訓練に反映させる。

15-1 区役所における防災訓練の実施

(1) 大阪市総合防災訓練

大阪市総合防災訓練は、市域内において、地震災害・風水害等の広域複合災害が発生した場合を想定して、避難誘導、初期消火、救出・救護、消防・警察・自衛隊による合同訓練、ライフライン復旧訓練等を実施することにより、市民等の防災意識の高揚、防災関係機関の相互協体制の確立をめざすものである。

区役所においても、この訓練に積極的に参加し、自身の災害時の行動を確認するとともに、災害発生時における各関係機関の相互協力関係を確認する。

(2) 大阪市震災総合訓練

大阪市震災総合訓練は、大地震が発生したとの想定のもと、勤務時間外の場合に備えての、職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練等を実施することにより、初期初動体制の充実、職員の防災意識の高揚を図るものである。

この訓練では、大地震が発生したとの想定のもと、緊急本部員、緊急区本部員をはじめ、全所属を対象として徒歩等による非常参集訓練を実施するとともに、防災情報システムや防災行政無線等を活用し、市本部や区本部の設置訓練及び市本部と各部、各区本部、防災関係機関等との情報収集伝達訓練を実施する。

区役所においても、この訓練を住之江区災害対策本部設置運用訓練として積極的に参加する。

(3) 住之江区全職員災害対応訓練

住之江区全職員災害対応訓練は、区役所の全職員を対象として災害情報の収集・伝達をはじめとした各班の分掌業務の実践等災害対応を行い、区本部の円滑な運用、職員の防災意識の高揚を図るものである。

区役所は、防災関係機関や自主防災組織と連携し、実践に即した訓練を段階的に行うことで職員の災害対応能力のさらなる向上を図る。

(4) 津波防災訓練への協力

津波防災訓練は、大阪府に大津波警報や津波警報が発表された場合を想定し、民間鉄扉管理者にも参加を呼びかけて防潮扉等の閉鎖訓練等を行うとともに、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実、職員及び区民等の防災意識向上を図るものである。

この訓練では、民間鉄扉管理者を含めた防潮扉等の閉鎖訓練、情報伝達・収集訓練、無線訓練、救出・救助訓練、医療救護訓練、住民参加による実働型の避難訓練を実施し、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実を図るとともに、非常時の連絡、協力体制の確立を図る。

訓練の開催にあたっては、区役所・消防・警察・自主防災組織が協力して実施するほか水防団とも協力を行う。

(5) 緊急区本部員に対する訓練

この訓練は、緊急区本部員として指名された職員に対し、区災害対策本部長を補佐する業務に習熟するために実施するものである。この訓練では、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に迅速的確に初期初動体制の確立を図るために実施される訓練、講習会、講演会等に、緊急区本部員が参加し防災技術等を習得する。

① 大阪市震災総合訓練への参加

非常参集、災害対策本部設置運用等の非常参集訓練及び、避難所の開設、被害状況の把握、避難誘導等の大阪市震災総合訓練に参加する。

② 通信訓練への参加

総合防災情報システム、防災行政無線、無線ファクシミリを使用した一斉通報、個別通信等の通信訓練に参加する。

15-2 区民等・事業所における防災訓練の実施

災害時にあっては、区民等や事業所による独自の初期消火、救出救護、避難誘導等の活動により被害の軽減を図る必要がある。したがって、区民等、事業所が「自らの命は自ら守り、自らの地域は自らで守る」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火、避難訓練等を中心に実践的な防災訓練を実施する。

また、大規模災害時の減災には「自助」「共助」による地域防災活動が不可欠であり、日頃から、地域ぐるみで防災や減災の取り組みができるよう、地域住民が主体となった実践的な訓練を実施することも重要であるため、地域によって異なる災害特性や被害想定に関する情報提供を行うなど、地域特性に応じた訓練を進めるための支援を引き続き行っていく。

(1) 地域の防災訓練

地域の防災訓練は、地域防災リーダーが中心となり地域での防災訓練を行い、一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図るために実施する。

この訓練では、部分訓練（可搬式ポンプや携帯無線機など防災資機材の知識や使用方法など）、個別訓練（情報連絡、消火、救出・救護、避難誘導給食給水訓練）、総合訓練（各種訓練の組合せ）等を、区役所、消防署等の協力のもと地域独自で計画を策定するよう努める。

また、図上訓練等を実施し、災害時にはどのような行動が必要か、また、どのような物資・資機材等が必要かを普段から明確にしておくため、区役所等の支援により地域におけるマニュアル等の作成に努める。

(2) 事業所の防災訓練

事業所は、地域にあつては地域社会の一員として、積極的に自らの施設や財産、従業員等の生命や身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力して被害の軽減と二次災害の防止を図るため、防災訓練を実施する。

- ① 事業所は、その規模や条件に応じて、災害発生時の火元責任者、火元係、消火係、避難誘導係、通信連絡係、救護係などを編成し訓練を実施し、個々の従業員の災害発生時の役割を習熟するように努める。
- ② 事業所は、地域社会の一員として、区震災訓練や地域の防災訓練に積極的に参加し、初期消火、救出救護、避難誘導などを自主防災組織と協力して実施できる体制づくりに努める

第6章 生活物資

第16節 生活物資の確保

大阪府が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者に対する生活関連物資等の備蓄及び災害時の要配慮者へ配慮した備蓄計画について、大阪府など関係機関と連携し、策定するとともに、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、大阪府と市町村で役割分担について取り決めを行い、必要量を備蓄する。

なお、必要量は、大阪府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」によるものとする。備蓄方法に関しては地区拠点进行分散備蓄を行うとともに、他自治体や民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じた柔軟な供給を可能にすることとする。また、避難生活が長期化する場合は、流通備蓄や援助物資等による供給も行っていく。災害により一時的に都市機能が不全になることを想定し、避難所等における区民の最低限の生活を維持することを目的に、以下の5つの観点から生活物資を確保する。

- 1) 飲料水等の確保
- 2) 生活雑用水の確保
- 3) 食料の確保
- 4) 生活必需品の確保
- 5) し尿処理に関する事前準備

これらの備蓄物資については、要配慮者や、男女等のニーズの違いに配慮するとともに、ニーズに応じて品目の拡大を図っていく。また、備蓄体制については、災害時、輸送が困難になる状況を考慮し、市内をいくつかのブロックに分け、ブロックごとに備蓄拠点となる倉庫を設置するなど分散備蓄体制を整備しており、今後、さらに、避難生活が長期化する場合に生活関連物資等に関して種々の機関等との協定を締結し、流通備蓄等による柔軟な対応を図っていく。

【参考】被災者支援のために特に必要とする食料など重要物資11品目

- ・主食（アルファ化米、乾パンなど）
- ・乳幼児用紙おむつ
- ・高齢者食
- ・大人用紙おむつ
- ・毛布（保温用資材）
- ・簡易トイレ
- ・粉ミルク
- ・トイレットペーパー
- ・哺乳瓶
- ・マスク
- ・生理用品

16-1 飲料水等の確保

生命維持のうえから最低限必要な飲料水を最優先して確保する必要がある。また、長引く避難生活や都市機能の復旧に伴い、日増しに需要の高まる生活用水等の供給体制を確立するとともに、供給体制を補完する方策として、流通備蓄等からの調達を図る。

16-2 生活雑用水の確保

災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定される。このため、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。

下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。

16-3 食料の確保

災害直後は食品流通機能が麻痺することも想定されるので、被災者に対して食料の配給が可能なように、平時から備蓄による食料の確保を推進する。その後は大阪市や大阪府からの供給や流通備蓄からの調達及び他都市からの援助物資等で賄う。

災害時の被災者に対する食料は、震災直後については煮炊き不要な食品による供給とする。この方針に従い、現状の食料備蓄の主品目であるアルファ化米に加え、乾パン（ビスケット）、高齢者食、粉ミルク等を組み合わせ、アレルギー対応を含めた備蓄を行っていく。

16-4 生活必需品の確保

生活必需品は、火災・倒壊等により生活必需品を失った被災者の避難所での生活を支援するため、生活必需品の備蓄等により確保を図り、災害直後すぐに必要な品目と、その後の避難生活の維持に必要な品目とに区分する。

16-5 し尿処理に関する事前準備

災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合に備え、広域避難場所、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレやレンタルの仮設トイレの設置及び下水道施設の活用により対応する。

また、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

災害時には、広域避難場所、災害時避難所等に備蓄トイレやレンタルの仮設トイレを設置するため、大阪府と協力しその備蓄や確保に努める。

16-6 家庭・職場における備蓄

災害時には、都市機能の不全による生活物資の確保が困難になる事や、多数の帰宅困難者が出ると予想されることから、家庭や事業所において、生活物資の備蓄を行うよう啓発していく。

(1) 啓発活動

「自らの命は自らで守る」、「自らの地域は自らで守る」という観点から、家庭及び事業所における必要最低限の備蓄を呼び掛ける。

(2) 備蓄内容

家庭においては、災害直後に最低限必要な3日間できれば1週間分以上の飲料水・食料等の備蓄を行うよう啓発活動を進めていく。

事業所においても、帰宅困難者の発生を想定し、帰宅するまでの一時的な食料、飲料水、毛布の備蓄を啓発していく。

第17節 供給体制

大阪市等と協力し、区民等に対して飲料水、食料、生活関連物資の安定供給を行い、生活の安定を図る体制の整備を図る。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを留意し、広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

また、自宅、テント及び車等、災害時避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者など、避難所に滞在できない被災者に対しても物資等が供給されるよう努める。

17-1 応急給水

(1) 応急給水の実施

大阪市水道部が行う応急給水の実施について、区本部及び自主防災組織が協力し、業務の迅速化に努める。

17-2 食料の供給

災害による電気、ガス、水道等のライフライン機能の停止や食料供給機能の混乱により、区民等の食料供給に重大な支障が生じたとき、被災者に速やかに食料の安定供給を行い、区民生活の安定を図る。

(1) 食料供給の方針

① 食料供給の順位

食料供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。

ア 災害対策用備蓄食料（煮炊不要食（アルファ化米）、乾パン（ビスケット）等）

イ 流通業者等からの調達食料（弁当、パン等の既製食品）

ウ 米穀小売業者等からの調達食料

② 食料供給の対象者

ア 避難所に受入された者

イ 住家に被害があり、炊事できない者（在宅避難者）

ウ 通勤・通学者、旅行者等

なお、避難所に受入されていない上記イ、ウの者に対しては、避難所における食料供給ができるよう対策を講じる。

③ 食料供給の品目

供給品目は、煮炊不要食（アルファ化米）、ビスケット、お粥等、弁当、パン、粉ミルク、米穀、副食等とする。

④ 食料の調達方法

区本部長は、応急食料の供給が必要と認める場合は、備蓄食料の活用、既製食品・米穀の調達等により対応するが、それが困難な場合、市本部に食料調達の要請を行うものとする。

⑤ 食料供給の実施方法

ア 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として災害時避難所とする。

イ 食料供給の実施

食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食料の配給については被災者自らが行うこととするが、支援を要する者については配慮する。

ウ 給食施設の活用

炊き出しを行う場合、学校等の給食施設については、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

(2) 災害対策要員の飲料水・食料の確保

災害対策に従事する職員等の飲料水・食料については、次によりその確保を図るものとする。

① 飲料水

区本部長は市本部総務部長へ職員等の飲料水の確保について依頼を行う。総務部長は水道部長と協議し、必要な場所に飲料水を供給するものとする。

② 食料

区本部長は市本部総務部長へ職員等の食料の確保について依頼を行う。総務部長は、市民部長、市場部長、及び契約管財部長と協議し、食料を調達するものとする。食料の内容等については、災害対策業務に従事する職員等の業務内容（労働の程度、労働時間等）、人員に応じ確保する。

17-3 生活物資の供給

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失またはき損したことにより、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与する。

(1) 実施体制

災害救助法が適用された場合、同法の規定に基づく被災者に対する衣料・生活必需品の給与または貸与は、原則として区本部長が実施する。ただし、災害救助法が適用されない災害においては、被災の実情に応じ適宜同法に定める基準の範囲内で物資の給与または貸与を行う。

(2) 衣料・生活必需品の給与または貸与を受ける者

- ① 災害により住家に被災を受けた者等であること。被災の程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水であること。
- ② 被服、寝具、その他生活上必要最小限度の家財を喪失またはき損した者。
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品がないため日常生活を営むことの困難な者。

(3) 生活必需物資の備蓄品目種類

被服、寝具その他生活必需物資の品目は、概ね次のとおりである。

寝具（毛布）、肌着、身回り品（生理用品等）、日用品セット（石鹸、歯ブラシ等）、トイレットペーパー、大人・幼児用紙オムツ、ラジオ、懐中電灯、防水シート、ポータブルトイレ、間仕切り等

(4) 生活必需品の調達

区本部長は、必要のある場合において市民部長に生活必需品等の調達を要請する。

第7章 遺体対策

第18節 遺体対応

18-1 遺体の仮収容（安置）所の設置

- (1) 区本部は、災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適切な場所を確保する。
- (2) 区本部は、検視・検案場所について大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置する。
- (3) 大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、危機管理部が、遺体仮収容（安置）所、検視・検案場所の設置について、区本部、大阪府警察、葬儀業者と総合調整を行う。
- (4) 区本部は、遺体仮収容（安置）所の設置に当たっては、葬儀業者と連携して納棺用品等必要器材を確保する。
- (5) 区本部は、不足する遺体仮収容（安置）所、棺桶、納骨壺、ドライアイス及び搬送車両の確保を危機管理部に要請する。
- (6) 区本部は、遺体仮収容（安置）所の設置及び管理運営に当たっては、必要に応じて自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (7) 区本部は、警察等と緊密な連携を図り、検視・検案場所を確保するとともに、遺体処置に必要な水、電源の確保に努める。
- (8) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (9) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (10) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

18-2 遺体の収容

発見された遺体は、検視・検案場所において、警察官または海上保安官の検視（死体調査）及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容（安置）所に搬送する。

ただし、警察官または海上保安官が検視等を終えたのちにおいて、身元が判明し、災害死によることが明らかである場合には、当該遺体は警察官または海上保安官から遺族等に引き渡される。

身元不明及び身元が判明するも引き渡し先のない遺体は、警察官または海上保安官が身元確認に必要な資料を収集し、職員に引き継がれた後火葬を行う。

18-3 遺体対策・身元確認等

(1) 遺体対策

検視・検案が終了し、遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

また、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

なお、遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市町村が遺族に代わってこれを実施する。

- ① 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- ② 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨壺等の支給など、必要な措置を講ずる。
- ③ 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体対策やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

(2) 遺体の引取り・身元確認

- ① 身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、警察が遺体を引き渡す。遺体の引取りがあった場合には、遺体処理台帳に必要事項を記入する。
- ② 収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。
- ③ 行方不明者、身元不明者及び葬送に関する総合的な相談窓口を区本部に設置する。
- ④ 身元不明の遺体については、大阪府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

第8章 広聴

第19節 広聴

災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に区民等の要望等を反映させるために実施する。

19-1 広聴体制

臨時相談所の開設・運営

区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置するものとする。

なお、臨時相談所の開設にあたっては危機管理部へ報告する。

19-2 要望等の処理

(1) 区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。

(2) 区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。

(3) 区本部は、要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市本部（危機管理部）に報告する。

ただし、急を要する場合には、市本部にFAX等により速報する。

第9章 義援金品

第20節 義援金品

20-1 義援金

区役所に各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。

(1) 義援金の受付

- ① 義援金の受付窓口を、区本部に開設して受け付ける。
- ② 区本部に届けられた義援金は区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。

(2) 義援金の配分

一時保管した義援金は庶務班でとりまとめ、配分にあたっては救助班が配分委員会を設置し、配分方法を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

20-2 義援品

区役所に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。

(1) 義援品の受入れの原則

- ① 義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。
- ② 仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等に集積、整理を要請する。

(2) 義援品の受入れ

- ① 区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。
- ② 特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸送基地に搬入する。
- ③ 小口・混載の義援品を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、住民・企業等に対し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

(3) 義援品の配分

受領した義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分する。

第10章 被災・罹災の証明

第21節 被災・罹災の証明

災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給、その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害認定のため、損壊家屋については区長が被災証明書を、火災・消火損については消防署長が罹災証明書を発行する。

区本部及び消防署は、財政部と協力して被災した家屋を調査し、被害認定の基準または「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明する。

災害時に被災・罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、大阪府が実施する家屋被害認定担当者向けの研修へ参加するなど、住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、被災・罹災証明書の交付を区役所・消防署で迅速に行えるよう、必要な業務の実施体制の確保に努める。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。